

令和5年度

第1回

横浜市立富岡小学校

学校運営協議会



《日 時》 令和5年5月19日 15:00～

《次 第》

- (1) 学校運営協議会委員委嘱〔校長より〕
- (2) 委員自己紹介
- (3) 本年度の学校経営について〔校長より〕
- (4) 協議会としての取組〔事務局より〕
- (5) 意見交換
- (6) 今後の予定

《資 料》

- ① 富岡小学校 学校運営協議会 会則
- ② 令和5年度 富岡小学校学校 運営協議会委員一覧
- ③ 令和5年度 横浜市立富岡小学校 学校要覧〔別紙参照〕
- ④ 富岡小学校「学校運営協議会」について
- ⑤ 今後の予定
- ⑥ 令和5年度 学校平面図
- ⑦ 年間計画
- ⑧ 中期学校経営方針

富岡小学校 学校運営協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、富岡小学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン」で示された「知」「徳」「体」「公」「開」を兼ね備えた“横浜の子ども”の育成を目指す学校運営の実現や、未来の「ふるさと富岡」を担う児童の健全な育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

(組織)

第3条1 学校運営協議会に、会長、副会長（2名）、書記（1名）を置く。

2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。

3 副会長及び書記は、会長が指名する。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときはその職務を行う。順位はあらかじめ会長が定める。

6 書記は、学校運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。

(会議)

第4条1 学校運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。

2 会議は、年4回以上必要に応じて開催する。

3 会議の議事は、会長がつかさどる。

4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。

5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。

7 校長は、会議に出席し、意見を述べるほか、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。

8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ意見を聞くことができる。

(附則)

この会則は、平成28年10月1日から施行する。

令和5年4月1日

教 育 委 員 会

横浜市立富岡小学校校長

学校運営協議会の委員の推薦について

横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第4条第3項の規定に基づき、学校運営協議会の委員を推薦します。

推薦した委員 別紙のとおり

富岡小学校「学校運営協議会」は、地域の力と学校教育

⇒「地域とともに歩む学校教育」から「地域とともにつくる学校教育」へ

(1) 設置に至るまでの状況と今後の展開

- ◇平成27年度まで 「まちとともに歩む学校づくり懇話会」(通称「まち懇」)
- ◇平成28年10月1日 「学校運営協議会」設置
- ◇令和5年 「学校運営協議会」8年目
- ◇横浜市は、地域の力を大切に。(設置割合70%超は、全国平均33%の倍以上)

(2) 設置の背景

- ◇学校を支える仕組みの更なる強化
- ◇委員構成…15名まで
 - 地域住民 ○保護者代表 ○学校運営に資する活動を行う者 ○学識経験者
- ◇学校運営協議会としての機能がすでに働いている。
 - 地域…シニア花壇隊・学援隊・クラブ活動指導・ふれあい活動窓口(民生委員)
地域コーディネーターの設置
 - 保護者…図書ボランティア

(3) 学校運営協議会とは…

	学校運営協議会	学校評議員	「まち懇」
根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5	学校教育法施行規則第49条、横浜市立学校の管理運営に関する規則第4条の3	「まち」とともに歩む学校づくり懇話会の設置について(平成14年12月教育長通知)
役割	保護者や地域住民が一体となった学校運営の改善、児童生徒の健全育成に取り組む。	保護者や地域住民の意向を把握・反映しその協力を得る。学校運営状況を周知し説明責任を果たす。	地域住民に学校状況を周知し、相互に意見交換を行う。
メンバー	教育委員会が適当と認める者	教育に関して理解や識見を有する者	地域代表、保護者代表、有識者等
人数	15名以内	原則5名以内	任意(10~15人程度)
任命委嘱	教育委員会が協議会を設置する学校を指定、委員を任命。教育委員会による指定の取消や委員の解任あり	校長の希望により設置 校長の推薦により教育委員会が委嘱	校長が委嘱
活動内容(権限)	校長が作成する学校運営に関する基本的な方針の承認 学校運営に関する教育委員会又は校長に対する意見の申出 設置校の教職員の任用に関する教育委員会に対する意見の申出(法に定める権限あり)	校長の求めに応じて学校運営に関し意見を述べる(具体的な権限はない)	学校づくり等に関する意見交換等(具体的な権限はない)

(4) 年間活動の見通しと地域学校協働本部について(学校・地域コーディネーターを核に)

◇年間5回程度の協議会と参観

(※これまでの実績、今年度は感染症流行の様子を見ながら随時計画を変更)

- 5月 第1回学校運営協議会「委員委嘱・本年度の計画・意見交換」等
- 6月 第2回学校運営協議会「授業参観、感想交流」等
- 9月 第3回学校運営協議会「地域学校協働本部会議、意見交換」等
- 11月 第4回学校運営協議会「授業参観、感想交流」等
- 2月 第5回学校運営協議会「取組の振り返り、学校評価」等

◇地域学校協働本部…地域と学校をつなぐ具体の姿

①学習支援

- 実習支援(家庭科、書写、水泳、音楽、図工等)
- 新1年生入学時の学校生活支援(エプロンたい)
- 図書ボランティア
- クラブ活動支援
- アシスタントティーチャー、教育インターンシップ(学生) 等

②環境・安全支援

- 登下校安全指導
- 学校環境整備
- 花壇整備(花だんたい)
- ふれあい清掃
- 郷土資料室の管理・運営 等

③地域連携支援

- 学校・地域防災(総合防災訓練、避難所開設訓練等)
- 地域行事(祭礼、ケアプラまつり、富岡東中ふれあいコンサート等)
- 福祉教育(ふれあい活動・認知症サポート養成講座)
- 情操教育(音楽集会の地域公開)
- キャリア教育・環境教育等の講師依頼 等

(5) 協議会委員の分担について (担当分野と業務)

◇地域学校協働本部…地域と学校をつなぐ具体の姿

	①学習支援	②環境・安全支援	③地域連携支援
活動 《例》	◇実習支援 ○家庭科・書写・水泳・音楽 図工 等 ◇図書ボランティア ◇クラブ活動支援 ◇アシスタントティーチャー ◇放課後学習支援 ○はまっこ学習ドリル等活用 ◇英語・漢字検定会場 等 ◇キャリア教育	◇登下校安全指導 ◇学校環境整備 ◇花壇整備 ◇ふれあい清掃 等 ◇郷土資料室の運営	◇地域行事 ○祭礼・ケアプラまつり・富岡 東中ふれあいコンサート等 ◇福祉教育 ふれあい活動 ◇情操教育 ○音楽集会の地域公開 ◇環境教育等の講師依頼 等 ◇学校・地域防災 ○総合防災・避難所 等
担当委員			
地域学校協働本部	【まなび舎ボランティア】 ◇新1年生支援ボランティア (エプロンたい)	【まち活ボランティア】 ◇郷土資料室管理ボランティア ◇花壇整備ボランティア (花だんたい) ◇見守りボランティア	【まち育ボランティア】 ◇小中一貫教育の推進と充実 (とみにウオークラリー) (富岡消防フェスタ) (祭礼等行事への参加)
担当教職員			

今後の予定〔～令和6年3月〕(案)

第1回学校運営協議会 令和5年5月19日(金) 15:00～〔今回〕

- ◇委員委嘱；横浜市教育委員会
- ◇本年度の計画
- ◇意見交換

第2回学校運営協議会 令和5年6月24日(土) 9:30～

- ◇授業参観(9:30～11:30)
- ◇授業参観の感想

第3回学校運営協議会 令和5年9月15日(金) 15:00～

- ◇地域学校協働本部会議
- ◇懇話会

第4回学校運営協議会 令和5年11月14日(火) 8:50～

- ◇「はつとみ(発表とみおかタイム)」参観(8:50～11:20)
- ◇授業参観の感想

第5回学校運営協議会 令和6年2月16日(金) 15:00～

- ◇令和5年度 取組の振り返り
- ◇学校評価…学校関係者評価
- ◇令和6年度 活動計画

横浜市立富岡小学校

〒236-0052 横浜市金沢区富岡西七丁目13-1

TEL 045-773-2440

FAX 045-772-9542

<http://www.edu.city.yokohama.lg.jp/school/es/tomioka/>